電波法施行規則等の一部を改正する省令案及び関係告示の制定・改廃案に対する意見募集の結果と意見に対する総務省の考え方 (令和4年7月8日~同年8月8日意見募集)

別紙

提出件数 6件(法人 4件、個人 2件)

(順不同)

(が戻す	1- 37			
No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の 有無
1	株式会社 NTTドコモ	本改正案は、周波数の再割当てに係る免許人への周波数有効利用の程度を確認する意見聴取会の開催及び、一定の予見性確保を考慮した開設計画の認定の有効期間が制定されており、改正の方向性に賛同します。 本改正案により周波数の再編が必要と認められた際の移行期間については、ユーザや社会インフラへの影響を回避するために、様々な ICT 機器なども含めて当該周波数の利用状況を十分に配慮し、慎重な期間設定となるように希望いたします。		無
2	KDDI株式会社	我が国ではこれまで、総務省の指針に基づく携帯電話事業者の周波数有効利用と設備競争により、世界に誇る高度で高品質な3G・4Gネットワークを実現してまいりました。これまでの周波数割当ては、周波数の割当てを希望する事業者は保有周波数を十分に有効利用し、将来増加するトラヒックにより保有周波数がひつ迫することを前提とし、有効利用されていない周波数帯域から、世界で共通的に利用されている周波数帯域を捻出(周波数再編)し、その際「終了促進措置」に基づき、携帯電話事業者費用負担による他システムの既存免許人移行を行うことで順次利用可能とし、更に周波数の有効利用を図ってきていると認識しております。再割当制度により、十分有効利用されている周波数の再割当てを行う場合、サービス品質劣化等によるお客様への影響、移行作業に稼働を取られることによりデジタル田園都市国家構想の5G展開への影響等、多大な「社会的損失」が発生することが懸念されることから、再割当てにより、その損失を上回る社会的メリットの担保が必要であると考えます。電波法第1条の目的に基づき、日本国民が周波数によって恩恵を享む「5G/B5Gの社会浸透と経済発展」を最優先とすべきと考えます。	第1条で定められた、電波の公平かつ能率的な利用 の確保による公共の福祉の増進という電波法の目 的に十分留意してまいります。	無
		地方からデジタルの実装を進め地方活性化を推進する『デジタル田園都市国家構想』と国際競争力向上のための『Beyond 5G 推進戦略』の実現に向けて、「5G の早期整備と社会浸透」が不可欠であり、これらの国家戦略は、通信事業者の多大な 5G 先行投資を前提とするものと認識しており	御意見については、周波数の再割当制度の運用に 当たっての参考とさせていただきます。	無

ます。 携帯電話事業者は、長期の 3G→4G→5G の高度化計画と有効利用を見据 えて、各帯域毎に数万局設置の先行投資とその後の設備更改投資を実施 してきており、認定期間(従来は5年)満了後も、エリア拡充・品質向上・ 容量増強等の目的で継続的な設備投資(基地局展開)を積極的に実施し、 「1 システムを概ね 20 年程度運用すること」を経営戦略・事業計画の中 に織り込んできました。 認定期間終了後に直ちに再割当てが可能となる制度の導入には、移動 体通信事業者の継続的投資や安定的なサービス提供が困難となること で、本来国民が恩恵を享受する 5G 進展・経済発展等を阻害するリスクが 内在するものと考えることから、日本の通信産業の発展と経済発展が阻 害しないよう、十分な運用期間(最低 20 年)や移行期間が確保される必 要があると考えます。		
開設指針の制定の申出 (競願) により再割当てについては、実現可能性を考慮に入れないような「無秩序な申請」が行われる懸念があるものと考えます。当該懸念については、法第二十七条の十三第3項の規定に基づき行われる申出人への意見の聴取において一定の確認が行われるものと理解しておりますが、当該申出に係る開設指針が制定された場合において、申出人が申請する開設計画が既存免許人の有効利用評価の結果を下回るものであった場合など、更なる電波の有効利用に資する申請がなされなかった場合についても、取り下げせずに申請を行わない場合と同様の措置等が必要であると考えます。	来すことが明らかになった場合には、申出を行うことができない者として規定することを含め、適切な	無
意見聴取会の開催にあたり、意見聴取の対象となる周波数に関する事前の検討状況により、提出意見の準備期間が異なることが想定されることから、有意義な意見聴取会とするためにも、十分な準備期間(少なくとも1か月程度)を設けて頂くことを希望します。		無
技術的及び経済的な影響の調査を行うにあたっては、調査の対象となる無線局の選定、ユーザ影響、移行費用の算出など、現在「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース」で行われているように、十分な期間を設け、慎重な検討・議論が行われるべきと考えます。	ては、必要な調査事項について適切な調査期間が確	無
有効利用の評価方法は、電波の有効利用を実現するにあたり重要な指標であるとともに、事業者にとっては電波の有効利用方法・エリア展開などの事業運営に大きな影響を与えるものと考えております。 今後、新たな国家政策・指針等を踏まえて有効利用の評価方法が変更される場合には、新たな政策・指針を踏まえた電波の有効利用実現に時間を要する場合があると考えることから、評価対象年度(当該年度末の3月実績を調査・評価)の期初又は期中の早い時期に調査項目と評価方針案をお	価の実施に必要な事項に関する方針は、改正後の電波法第26条の3第2項に基づき、電波監理審議会が定めることとされており、同審議会において意見募集を経た上で制定される予定です。 また、総務大臣が実施する利用状況調査における	無

				1
		示し頂き、事業者が意見を述べる機会を設けて頂くなど、十分な検討期間		
		を確保いただきますようお願い申し上げます。	定めることとしており、本意見募集において広く意	
			見を募集したところです。今後、調査事項の変更を	
			行う場合にも、同省令の改正案について、適時適切	
			に意見募集を行う予定です。	
3	ソフトバンク	令和4年6月10日に公布された電波法及び放送法の一部を改正する法	御意見については、周波数の再割当制度の運用に	無
	株式会社	律において、周波数の再割当てを可能とする制度が整備されました。	当たっての参考とさせていただきます。	
		しかしながら、移動体通信サービスは、既に国民のライフラインを超		
		え、社会全体のデジタル基盤として浸透しており、金融、小売り決済、物		
		流・交通、デジタル認証、加えて行政関連などのあらゆるサービスをつな		
		ぐ基幹インフラとして社会・経済活動の根幹をなすものとなっています。		
		また、それらの役割を担う移動体通信サービスには、常に最先端の技術や		
		サービスの提供、加えて災害・障害発生時においても強靭な耐性あるいは		
		迅速な復旧といった特段の安定性が求められています。		
		上記を踏まえて、周波数の再割当てに係る新制度の導入は、デジタル田		
		園都市国家構想の実現を念頭に置きつつ、基幹インフラたる移動体通信		
		サービスの更なる安定化と共に、それを礎とした日本の国力向上と経済		
		発展が促進されることを前提とすべきと考えます。		
		その上で、再割当ての実施については、移動体通信サービスの安定化と		
		日本の経済発展等に真に資するものか十分に検討されることが必要であ		
		り、移動体通信サービスの安定性を考慮する場合、再割当て制度において		
		周波数の利用期間、再割当てに向けた移行期間および費用負担の考え方		
		について特段の配慮が必要と考えます。		
		認定の有効期間について、認定の日から起算して十年または二十年を	本案についての賛同の御意見として承ります。	無
		超えない範囲とする本項目については、免許人の事業運営に係る一定レ		
		ベルの長期的予見性が確保され、積極的な設備投資を促進するものであ	の再割当制度の運用に当たっての参考とさせてい	
		り、賛同します。	ただきます。	
		他方、周波数の利用期間という観点では、周波数の割当て後、直ちにサ		
		ービス提供が可能とならない点を踏まえる必要があります。移動体通信		
		サービスの展開は、基地局等整備や当該周波数帯に対応した端末の普及		
		※1等、一定程度の期間が経過してから初めて当該周波数帯をフルに活		
		用した移動体通信サービスの提供が可能となります。それら期間を勘案		
		すれば、認定期間 10 年の間において当該周波数帯をフルに活用した移動		
		体通信サービスの提供可能期間は、わずか数年にとどまってしまいます。		
		したがって、総論に記載の通り、移動体通信サービスの社会的要請に応		
		え、更なる日本の国力向上と経済発展の促進を行うことを考慮すれば、周		
		波数の利用期間は猶予期間(停波にむけた期間、実際の移行期間を含む)		
		も含め合計 20 年間が担保されることが必要と考えます。これは、国際的		

な周波数の最低利用期間の直近のトレンド※2とも整合しているものと考えます。少なくとも、基地局等整備が完了してから、事実上の帯域フル活用期間として10年間を確保することが必要です。 なお、再割当て決定から実施までの猶予期間としては、アドバンスノーティス(5年以上)の考え方、工事等の準備期間を十分に確保する観点から、5~10年程度の期間が必要と考えます。また、再割当て制度による移行は、自らが運用する他帯域への移行とみなすことができ、従来実施している終了促進措置と同様とすることが適当であることから、仮に再割当て制度における周波数の使用期限が短く設定された場合、過去の終了促進事例(5年を超えるもの)等との不均衡が生じます。更には、改正電波法における終了促進措置期間(最大 10年を想定)や現在認定期間中の他帯域の認定開設計画(当該帯域に係る部分)との不整合も生じ得ることから、当該期限の設定においてはこれら制度や過去事例等とも合致した期間が確保されるべきと考えます。 ※1消費動向調査 令和3(2021)年3月実施分によると、携帯電話の買替えは約4.3年 《https://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/honbun202103.pdf〉※2 2022年 GSMA レポート "Best Practice in Mobile Spectrum Licensing"において「ネットワーク投資への配慮により、多くの国で利		
用期間を最低 20 年に」との記載(2021 年オークションの例: スウェーデン 25 年、米国 15 年、スペイン 18 年/20 年、インド 20 年、オーストラリ		
ア15年、英国20年、カナダ20年) 「電気通信業務用基地局が使用するものに係る評価事項の全体の総合的な評価」について、例えば、複数の事業者が最下位の段階となるような場合は、評価基準が当該周波数帯の利用実態に即していない等、基準そのものが適切ではない場合も想定されます。従って、電波の有効利用調査の評価基準については、周波数の特性やその利用実態、割当ての経緯等を踏まえ、事前に事業者にヒアリングを行い、過度に厳しい基準とならないようにすべきと考えます。 少なくとも、以下のような点は考慮すべきと考えます。 ・ ミリ波は周波数特性が異なることから、それ以外の周波数帯とは別の基準とする ・ 当該周波数帯が割当てられた際の開設計画の審査基準にない項目は対象外とする	価の実施に必要な事項に関する方針は、改正後の電波法第26条の3第2項に基づき、電波監理審議会が定めることとされており、同審議会において意見募集を経た上で制定される予定です。	無
意見聴取会の開催にあたっては、遅くともその期日の一週間前に通知を行うこととされていますが、既設電気通信業務用基地局の免許人(以下、既設免許人)の事業計画および設備投資に大きな影響を与えるもので	が確保されるよう努めてまいります。	無

<u></u>		
│ あり、準備に相応の時間を要すると考えられることから、意見聴取会の開 │		
催の通知にあたっては、例えば一ヶ月程度の期間を設ける等、既設免許人		
が意見表明を行うために必要な準備期間を確実に設けるべきと考えま		
す。		
電波法第二十七条の十二第五項の規定による調査は必要に応じて実施 御意	意見については、技術的及び経済的な影響の調	無
	運用に当たっての参考とさせていただきます。	7111
は携帯電話事業者のみならずそのユーザーや産業への影響が大きいこと	Emicalization of the contract	
から、その影響の調査においては、他の産業へ及ぼす影響等、幅広に調査		

検討を行うことが必要と考えます。		
	段の御意見については、本案についての賛同の	無
業計画に特に大きな影響を与えることから、第八項の規定による報告を 御意身		
	段の御意見については、今後の参考とさせてい	
│	·きます。	
な申出に対する一定程度の抑止力となるものであり、賛同します。		
なお、本規定については二年間という期間が適切かどうかも含め、実際		
の運用状況を踏まえ、適宜見直すべきと考えます。		
電波法第二十七条の十三第一項各号および本規定では、再割当ての申 御打	指摘の点については、電波の有効利用の程度の	無
出をするにあたり提出すべき事項が示されていますが、その内容に加え│見込∂	みに関する事項として、申出の際に必要に応じ	
て以下についても提出が必要と考えます。 て記載	載して提出することが可能であると考えます。	
・ 総論で記載の通り、移動体通信サービスは社会・経済の重要な基盤 なお	お、認定期間中の開設計画がある場合における	
であるため、災害・障害発生時に備えた体制 そのP	内容及び履行状況については、総務大臣が既に	
・認定期間中の開設計画がある場合、その内容および履行状況・地上	している情報であり、申出の際に重ねて提出を	
求める	る必要はないものと考えます。	
前提として、移動体通信サービス向け周波数の再割当ては社会全体に 前段	段の御意見については、改正後の電波法第 27	無
	13 第 3 項の規定に基づく申出人及び既設電気	
	業務用基地局の免許人に対する意見の聴取を	
	て、適切に検討してまいります。	
必要性、他の帯域での代替可能性等を考慮し、申出人の希望する周波数帯		
	段の御意見については、改正後の電波法第 27	
	13 第 2 項に基づき、「申出人が開設を希望する」	
	基地局による当該周波数の電波の有効利用の	
	の見込み」等を勘案して当該申出に係る開設指	
	制定の要否を決定するとされているところ、こ	
	を勘案する際に適切に考慮してまいります。	
・ 中山人の電波の有効利用の程度の見込みが成設発計人を明確にエ れらで 回り(例:基地局数、人口力バー率、面積力バー率等)、かつ早期	と 関末する	
	のの知音目については、国連数の国制火制度の	
に実現する見込み(例:再割当て完了後数年以内に整備が完了す 後月	段の御意見については、周波数の再割当制度の	

る)であること ・ 災害・障害発生時に備えた体制が、既設免許人の体制を明確に上回り、その内容が優れていること ・ 申出人の財務に関する事項については、基地局やコア設備等の整備や終了促進措置に要する費用の確保に加え、他の開設計画を有している場合にはその対応状況、災害・障害発生時に備えた体制や対策費用等も加味して判断を行うこと ・ 五「申出周波数に係る認定計画の認定の有効期間が満了する年度の翌年度の有効利用評価の結果の報告がされていない場合」については、既設免許人の努力により実際の基地局整備状況が開設計画の数を上回る可能性もあることから、直近の整備状況を踏まえること ・ 産業を含めた社会・経済活動における将来に及ぼす影響度を十分考慮し、社会・経済の発展に寄与するものであること	運用に当たっての参考とさせていただきます。	
また、開設指針の制定にあたっては、公平性の観点から、申出人が有利となるような評価項目を入れるべきではないと考えます。		
既設免許人が利用する周波数帯に再割当ての申出があった時点で、既 設免許人の事業計画や将来の設備投資に影響を及ぼすことが想定され、 申出の乱発を防ぐ観点から、申出の取り下げ等を複数回行った者につい ては、一定期間新たな申出を不可とすべきと考えます。	開設指針の制定の申出があった時点で既存免許 人に及ぼす影響の具体的な内容が必ずしも明らか ではありませんが、今後、周波数の再割当制度の円 滑な運用に支障を来すことが明らかになった場合 には、申出を行うことができない者として規定する ことを含め、適切な措置を検討してまいります。	無
「デジタル時代の電波政策懇談会 報告書」(令和3年8月31日公表)において示されているとおり、2035年度末までの帯域確保の目標達成に向けては、「民間用途及び公共用途の(中略)周波数を対象として積極的に周波数再編・共用を行うことにより、次世代電波システムに必要な帯域を確保していくことが期待」されており、その一環として公共用無線システムのデジタル化等の取り組みが推進されているところです。このような取り組みを後押しする観点から、公共業務用無線局の調査周期が明確化(一年毎)されたことは有意義と考えます。また、デジタル化に向けた対応状況については、有効利用評価方針(案)※にも記載があるとおり、今後重要な指標であることから新たな有効利用評価方針のもと、電波の利用状況調査も活用しながら引き続き進捗を確認し結果を公表してくことが重要と考えます。その上で、当該無線システムの利用用途を踏まえつつ、結果として他の無線システムと比較し、著しく有効利用が図られていないと評価された帯域については、需要が顕在化している携帯電話システム等の他システ	御意見については、周波数割当計画の変更その他電波の有効利用に資する施策の総合的かつ計画的な推進に当たっての参考とさせていただきます。	無

ムへの利活用を検討することも一案と考えます。		
なお、この検討においては、後述する重点調査を活用・充実化すること		
が有効と考えます。		
※令和4年7月15日 電波監理審議会にて作成、同年8月19日まで意		
見募集中		
電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局に係る利	御指摘の「基地局等の整備能力」や「電気通信設」	無
用状況調査の実際の調査事項においては、今回の改正案で追記された事		////
「現の他に例えば「基地局等の整備能力」や「電気通信設備の設置及び運用		
頃の他に例えば「基地局等の整備能力」や「電気通信設備の設置及び運用 を円滑に行うための技術的能力」等の本規定に掲げる調査項目に明記さ		
れていない調査項目があります。明記されていない項目について調査を		
実施しようとする場合は、総務省殿における慎重な検討を経たうえで、調		
査項目を決定する前に携帯電話事業者の稼働やデータ抽出の実現性等に		
ついて確認することが必要と考えます。	ます。	
なお、例えばインフラシェアリングや標準化動向等、電波の有効利用の		
程度の評価に直接的な関係度合いが低いと考えられる調査項目について		
は、必要に応じて調査項目の対象外とすることが適当と考えます。		
重点調査を活用し周波数の共用利用の可能性や他システムでの利活用	重点調査の対象システムについては、毎年、意見	無
を検討するうえでは、重点調査の対象とする周波数帯や無線システムの	募集を経て策定される周波数再編アクションプラ	
選定が最も重要です。その選定方法は、重点調査告示※に示された条件も	ン等を踏まえて選定しているところ、御意見につい	
踏まえ選定がなされていると理解していますが、重点調査を充実させる	ては、周波数割当計画の変更その他電波の有効利用	
観点からは、パブリックコメント等を通じて、国際的な動向や国内需要等	に資する施策の総合的かつ計画的な推進に当たっ	
の意見を幅広く反映できる仕組みとすることが必要と考えます。	ての参考とさせていただきます。	
※次の1~4のいずれかの電波利用システムが使用する周波数帯であ		
って、 過去の調査・評価結果等を考慮し、特に必要と認められるもの		
1. 周波数割当計画において使用期限等の条件が定められている電		
波利用システム		
2. 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電		
波利用システム		
3. 新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用する電波利		
用システム		
ハンヘ・ム 4. 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮し周波数		
の再編に関する検討が必要な電波利用システム		
電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局に係る利用が表現した。		無
用状況調査の調査事項の調査結果および評価結果の公表には、事業者の		
経営情報等の『不開示情報』が含まれる可能性があるため、公表するにあ		
たっては事業者から意見を聞き、配慮する必要があると考えます。	政の透明性の確保を図るとともに、営業上の秘密等	

		周波数毎の電波の有効利用の程度の実績に関する評価については、事業者毎に周波数帯の特性に適した活用方法や保有する周波数帯の構成に応じた周波数戦略を有していることから、当該周波数帯単独で評価することは適切ではないと考えます。従って、前述の通り、各事業者から周波数帯の活用方法等の意見を聞いた上で評価基準を決定すべきであると考えます。 電波の利用状況調査をより効果的な調査とする観点から、例えば、無線システム毎の利用用途、無線局の総量、利用程度(時間)やトラヒック量等の項目については、他の無線システムと横断的に比較する等、周波数全体で最適利用がなされているかについても検証を行うことが重要と考えます。 その上で上述のとおり、著しく有効利用が図られていないと評価された周波数帯については、需要が顕在化している他システムへの利活用を検討することも一案と考えます。	26 条の3第1項に基づき、電波監理審議会は調査 区分ごとに有効利用評価を行うこととされています。 これに加え、本省令案においては、「無線局の行う無線通信の通信量」、「無線局の具体を調査といており、同審議会は、ここととのでは、「会区ののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののででは、「会区のののでです。 では、「会区ののでは、「会区ののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区ののでは、「会区のののでは、「会区のののででは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区ののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、「会区のののでは、会区のののでは、「会区のののでは、会区ののでは、「会区のののでは、「会区ののでは、「会区ののでは、「会区ののでは、」をは、また、は、は、会区ののでは、は、会区ののでは、会区ののでは、会区ののでは、会区ののでは、会区ののでは、会区ののでは、会区ののでは、会区ののでは、会区ののでは、会区ののでは、会区ののでは、会区ののでは、会区ので	無
4	楽天モバイル 株式会社	今般の電波法の改正(令和4年法律第63号。以下「改正電波法」という。)は、長きにわたり同一の事業者が使用し続けてきた、いわゆる「プラチナバンド」を含め携帯電話システム用周波数の再割当てを可能とするための制度整備を含むものであり、極めて画期的なものであると考え	本案についての賛同の御意見として承ります。 なお、改正後の電波法第 27 条の 13 第 2 項におい て、総務大臣は、開設指針の制定の申出を受けた場	無

			B#4##	1
		ております。本省令改正案及び関係告示の改正案は、改正電波法に規定さ	果等を勘案して開設指針の制定の要否を決定する	
		れた周波数の再割当制度の具体的な手続を規定するものであり、本改正		
		案に賛同いたします。	ては、電波監理審議会による有効利用評価の結果を	
		ところで、いわゆる「プラチナバンド」は伝搬特性的に携帯電話システ	踏まえることが求められます。有効利用評価は、改	
		ムに使いやすく、その割当ての有無は携帯電話事業者間の競争条件に大		
		きな影響を及ぼしますが、現状ではプラチナバンドの公平な割当てが実		
		現されていないため、弊社は、デジタル変革時代の電波政策懇談会をはじ	を予定しており、その後、同審議会において、総務	
		めとして様々な場面で、携帯電話事業におけるプラチナバンドの必要性、	大臣からの利用状況調査の結果の報告を受けて具	
		及び早急に公平な割当てを実現していただくことを強く要望してきたと	体的な評価が開始され、免許人等に対するヒアリン	
		ころです。	グ等の必要な調査を行った上で、結果が取りまとめ	
		今後、改正電波法の施行が施行されることで、制度上は、周波数の再割	られます。	
		当制度が利用可能となりますが、関連する手続きが実施されないと、開設		
		指針制定の申出を行っても実際の周波数再割当てプロセスが進まず、ひ		
		いてはプラチナバンドの使用開始が可能となる時期も遅くなってしまい		
		ますので、改正電波法の施行後、速やかに開設指針制定の申出を行えるよ		
		うご配意いただきたく、よろしくお願いいたします。		
		電波法施行規則の一部を改正する省令案第 9 条の規定により、特定基	御意見については、周波数の再割当制度の運用に	無
		地局の開設指針等に周波数の使用期限が定められた場合、同使用期限の	当たっての参考とさせていただきます。	
		直前に行う再免許においては、免許の有効期間と同使用期限が合わせる		
		ことが可能となります。		
		他方で、開設指針において使用期限が定められる前である本年 10 月 1		
		日の一斉再免許時に免許期間を 5 年として再免許されると、その後に制		
		定される開設指針において使用期限が免許期限である 2027 年 9 月 30 日		
		より後に設定された場合、それに基づき特定基地局の開設計画の認定を		
		受けても、終了促進措置を活用できなければ、2027年10月以降でなけれ		
		ば、再割当てに係る周波数の使用を開始できないこととなります。		
		しかしながら、競合関係にある事業者間では終了促進措置に係る協議		
		が調わないことが想定され、そのような事態となれば、携帯電話事業にと		
		って極めて必要性の高い周波数であるにもかかわらず、使用開始が可能		
		となる時期が遅れてしまうこととなりますので、今後、開設指針が定めら		
		れる場合には、2027年9月30日の免許期限よりも前の可能な限り早い日		
		を周波数の使用期限として設定していただきたく、強く要望します。		
5	個人	楽天モバイルにプラチナバンドを割りてて欲しい。	頂いた御意見については、本意見募集の対象外で 関いた御意見については、本意見募集の対象外で	無
7	超入		頂いた脚思光に りいては、本思兄券来の対象がで す。	गार
		利税多人正来に電波を割り当てない総務省の不作為は、独口宗正法に 抵触するのではないか?法的な見解を述べてほしい	7 0	
	/E 1		「頂」と知会日は、大会日草生の社会はのものもの	Aur
6	個人	以下、省令案への意見を行う。	頂いた御意見は、本意見募集の対象外のものも含	無
		> 第 21 条の 2	まれておりますが、今後必要に応じて対応を検討し	
1		>別表第2号の2の3(第 11 条の2の3関係)	てまいります。	

>開設指針制定申出書	
>無線局登録(再登録)申請書	
>無線局包括登録(包括再登録)申請書	
>登録局の開設又は変更届出書	
>登録局変更登録申請書(届出書)	
>認定計画承継申請書(届出書)	
>登録局登録承継届出書	
>登録局の登録状訂正申請書	
>登録局廃止届出書	
>特定基地局開設計画認定申請書	
>特定基地局開設計画	
>無線局運用特例届出書	
>様式第5(第5条第2項関係)	
これらについて、申出人等の法人番号の記載があるべきと考えるが(公	
正性確保のため(事務の誤りや不法な者達による不適切な申請・届出・申	
出人等の発生を抑制するため。)。また便利のため。)、法人番号の記載につ	
いての記述を追加されたい。(ただし、法人番号と紐付きが存在する別番	

号の使用があるのであれば不要。)